

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年8月16日(2012.8.16)

【公開番号】特開2011-218170(P2011-218170A)

【公開日】平成23年11月4日(2011.11.4)

【年通号数】公開・登録公報2011-044

【出願番号】特願2011-85063(P2011-85063)

【国際特許分類】

A 6 3 B 53/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 B 53/02

【手続補正書】

【提出日】平成24年6月29日(2012.6.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ホーゼルと少なくとも1つのホーゼル整合機構とを含み、上記ホーゼルが穴を形成し、上記ホーゼル整合機構が上記ホーゼルの基端に隣接して配置される、ゴルフクラブヘッドと、

締め付け部材と、上記締め付け部材と別体の少なくとも1つのシャフト整合機構とを含み、上記少なくとも1つのシャフト整合機構は上記ホーゼル整合機構の形状と補完するような形状を有し、上記締め付け部材と上記少なくとも1つのシャフト整合機構とが一体化してシャフト構造を形成する、長尺のシャフトと、

上記締め付け部材と係合して上記シャフトを上記クラブヘッドに取り外し可能に結合するファスナとを有することを特徴とするゴルフクラブ。

【請求項2】

ホーゼルと、上記ホーゼルの基端の回りに周方向に離間させられ上記ホーゼルの側壁を通じて伸びる複数のノッチとを含み、上記ホーゼルが穴を形成する、ゴルフクラブヘッドと、

長尺のシャフトであって、締め付け部材と、上記長尺のシャフトの末端部分の外側表面を超えて横方向外側に伸びる複数の舌部とを含み、上記複数の舌部は上記締め付け部材と別体であり、上記シャフトの末端から離間され、上記締め付け部材および上記複数の舌部は一体化されてシャフト構造を形成し、上記末端部分が上記穴内に収容され、上記舌部は上記ノッチと契合する、上記長尺のシャフトと、

上記シャフトを上記クラブヘッドに取り外し可能に結合するファスナとを有することを特徴とするゴルフクラブ。

【請求項3】

基端および末端を形成する、長尺の円筒形のシャフト本体であって、上記基端が第1の外側寸法を有し、上記末端が上記第1の外側寸法より小さな第2の外側寸法を有する、上記シャフト本体と、

上記シャフト本体に一体化され、上記シャフト本体の末端部分の外側表面を超えて横方向外側に伸びる複数の舌部であって、当該舌部は上記シャフトの末端から離間される、上記複数の舌部と、

上記シャフト本体と一体化され、ネジ溝付きのファスナと係合するように構成された締

め付け部材とを有することを特徴とするゴルフクラブシャフト。